

令和3年5月改訂版 保護者のみなさまへお願い

令和3年5月21日 久米島町教育委員会

コロナウイルス感染拡大防止のため、保護者のみなさまのご協力をお願いします。
この通知はご家庭内の見える場所にはる等、いつでも確認できるようにしてください。

1. 次の場合は速やかに学校へ連絡してください。

- ①保健所または医師等から検査を指示された場合
- ②感染者（陽性）と診断された場合
- ③濃厚接触者に特定された（同居の家族が感染した）場合

※②③については、夜間や休日など、学校と連絡が取れない場合は下記へ連絡してください。

2. 保護者からの連絡がない場合、対策が遅れ、感染が拡大する恐れがあります。

仲里庁舎 098-985-7121 ※閉庁している時間帯でも警備員が対応します。

電話の際には次のことを伝えてください。

①学校名 ②幼児児童生徒氏名 ③保護者連絡先

学校から折り返し保護者へ連絡するよう手配します。連絡がつく番号をお知らせください。

学校（園）における出席停止・休校等の取り扱い

幼児児童生徒が以下の状況の場合は原則、以下の通りの対応をします。

	状 況	出席停止等の取り扱い	学校（園）の対応	
			在園校（園）	それ以外
①	感染 （陽性と診断された場合・無症状も含む）	治癒するまで出席停止	保健所と相談の上判断	通常通り
②	感染疑い （検査を指示された場合）	陰性確認後、症状がなくなるまで出席停止	通常通り	通常通り
③	濃厚接触者に特定	出席停止 ※保健所が自宅待機を求めた期間 （2週間が基本）	保健所と相談の上判断	通常通り
④	発熱などの症状がみられる	症状がなくなるまで出席停止	通常通り	通常通り
⑤	幼児児童生徒に症状はないが、同居の家族に発熱等の風邪症状がみられる	出席停止 ※同居家族に風邪症状等がなくなれば登校可能です。	通常通り	通常通り

上記①～⑤以外の場合で登校について不安がある場合はご相談ください。

R3.1.6 沖縄県教育委員会作成ガイドラインを参考にして作成

※状況により、臨時休校等の範囲が変更される場合もあります。

※教職員が感染した場合も上記に準ずる対応をします。

※学校における出席停止・休校等の取り扱いについて変更がある場合は
児童生徒を通じて連絡します。